

コンタクトレンズの検査料について

当院では、コンタクトレンズの装用を目的に受診される方を対象に「コンタクトレンズ検査料1」の届出を行っております。

1 基本診療料

- ・初診料（はじめての方）・・・・・・・・・・291点
- ・外来診療料（再診の方）・・・・・・・・・・76点

2 検査料

- ・コンタクトレンズ検査料1・・・・・・・・・・200点

※厚生労働省が定める疾病等がある場合は、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、通常の眼科学的検査料で算定する場合があります。

3 コンタクトレンズ診療を行う医師

氏名：武田 暢 生（診療経験：10年（令和6年4月現在））

氏名：竹 森 勇 人（診療経験：6年（令和6年4月現在））

※上記について、ご不明の点がございましたら、お問い合わせください。

石川県立中央病院 院長